

# 外国人の就労支援について

平成22年3月

厚生労働省 職業安定局

# 外国人雇用対策の基本的な考え方

現行法の枠組み

## 〔出入国管理及び難民認定法〕

外国人労働者の受入れ範囲は、「我が国の産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して決定。

## 〔雇用対策法〕（平成19年6月改正、平成19年10月1日施行）

- ・ 国が講じるべき施策として下記を明記。  
 専門的・技術的分野の外国人の就業促進  
 外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進  
 不法就労の防止
- ・ 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されるとともに、外国人雇用状況の届出が義務化されたところ。
- ・ また、雇用対策法に基づく指針として、事業主が講じるべき措置をまとめた外国人指針を厚生労働大臣告示により定めたところ。

当面の基本的考え方

## 〔雇用政策基本方針(20年2月厚生労働大臣告示)〕

国際競争力強化の観点から、専門的・技術的分野の外国人について、我が国での就業を積極的に促進。

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月外国人労働者問題関係省庁連絡会議)や、外国人指針等に基づき、外国人労働者の就業環境の改善を図る。

※ 単純労働者の受入れ等、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、ひいては、求人充足・人材確保を阻害。  
 労働力確保については、まずは国内の若者、女性、高齢者等の労働市場への参加実現が重要。

具体的対応

## 〔専門的・技術的分野の外国人に対する支援〕

- ・ 外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪)を中心とした全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就職を促進。
- ・ 学卒部門や大学等の各部門と連携し、留学生の国内就職を促進。また、留学生に対するインターシップ事業を実施。

## 〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

- ・ 事業主に対する外国人指針の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・ 急速な雇用情勢の悪化による日系人に対する機動的な雇用対策を実施。
  - 1) ハローワークにおける通訳・相談員の配置増など機動的な相談・支援機能の強化
  - 2) 日本語コミュニケーション能力の向上等を図る就労準備研修の実施

外国人雇用状況の届出制度の周知徹底(事業主のコンプライアンスの一環)

# 日系人に対する機動的な雇用対策について

## I 日系人を巡る雇用情勢について

- 雇用情勢の悪化により、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数が訪れるなどの動きが見られる。
  - ・ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者（平成21年1月～3月 14, 760人(前年同期の約13倍(ピーク時))
- 日系人は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職務経験も十分ではないため、いったん離職した場合には、再就職が極めて厳しい状況にある。

## II これまでの雇用施策

- 外国人雇用状況届出制度の履行確保の徹底、雇用情勢の的確な把握による、①雇用管理の改善に向けた事業主指導(特に労働・社会保険について)、②離職した外国人への再就職支援(大量離職のあった事業主・地域を重点的)を実施

## III 現下の雇用情勢における取組み

現下の雇用情勢の悪化を受けて、以下の機動的な対策を講じている。

- 外国人集住地域の市町村と連携したワンストップサービスコーナーの立上げ(浜松市、太田市など全国31カ所で開設(平成22年2月末現在))
- 日系人が特に多い地域には、新たな外国人専門の相談・援助センターを設置(静岡局浜松所、愛知局豊橋所・刈谷所において開設)
- 今回の雇用対策により拡充された再就職支援や雇用維持のための各種事業(例:雇用調整金助成金、試行雇用奨励金)や住宅確保支援策の活用

21年度から、新たに以下の取組を行っている。

- 通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化
- 将来的にも日本で安定して働けるよう、日本語能力向上等を図る就労準備研修を実施(平成21年度予算額約10.8億円、対象人数5000人)

- ・ 日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3か月間程度)。失業等給付(90日～)により、研修を含めた求職活動中の生活を保障。
- ・ 研修終了後、公共職業訓練等のより高度な訓練へ移行(訓練期間中は訓練延長給付を支給)。

# 我が国で就労する外国人労働者数

外国人労働者総数

約 56.2 万人

(内訳)

専門的・技術的分野 (注)

約 10.0 万人

身分に基づき在留する者 (定住者(主に日系人)、永住者等)

約 25.3 万人

特定活動 (技能実習生等)

約 11.2 万人

資格外活動 (留学生のアルバイト等)

約 9.7 万人

(注) その範囲は、「産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。

→ 「高度な専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」、「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

(資料出所) 厚生労働省外国人雇用状況届出状況(平成21年10月末現在)

## 国籍別・在留資格別外国人労働者数

平成21年10月末現在

単位：人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格			②特定活動	③資格外活動		④身分に基づく在留資格				
		計	うち技術	うち人文知識・国際業務		留学・就学	その他	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者
全国籍計	562,818	100,309 (17.8%)	32,543 (5.8%)	38,555 (6.9%)	112,251 (19.9%)	81,628 (14.5%)	15,269 (2.7%)	253,361 (45.0%)	112,502 (20.0%)	63,347 (11.3%)	3,839 (0.7%)	73,673 (13.1%)
中国 (香港等を含む)	249,325 【44.3%】	43,975 (17.6%)	17,633 (7.1%)	18,560 (7.4%)	85,856 (34.4%)	62,472 (25.1%)	11,602 (4.7%)	45,420 (18.2%)	24,555 (9.8%)	12,634 (5.1%)	1,392 (0.6%)	6,839 (2.7%)
韓国	25,468 【4.5%】	10,507 (41.3%)	4,896 (19.2%)	3,566 (14.0%)	1,487 (5.8%)	6,314 (24.8%)	514 (2.0%)	6,646 (26.1%)	4,252 (16.7%)	1,929 (7.6%)	132 (0.5%)	333 (1.3%)
フィリピン	48,859 【8.7%】	2,451 (5.0%)	1,324 (2.7%)	386 (0.8%)	5,707 (11.7%)	208 (0.4%)	370 (0.8%)	40,123 (82.1%)	19,857 (40.6%)	9,748 (20.0%)	662 (1.4%)	9,856 (20.2%)
ブラジル	104,323 【18.5%】	444 (0.4%)	70 (0.1%)	65 (0.1%)	126 (0.1%)	94 (0.1%)	14 (0.0%)	103,645 (99.4%)	35,344 (33.9%)	22,726 (21.8%)	465 (0.4%)	45,110 (43.2%)
ペルー	18,548 【3.3%】	88 (0.5%)	14 (0.1%)	13 (0.1%)	99 (0.5%)	58 (0.3%)	7 (0.0%)	18,296 (98.6%)	9,616 (51.8%)	1,880 (10.1%)	422 (2.3%)	6,378 (34.4%)
G8+オーストラリア +ニュージーランド	43,714 【7.8%】	27,123 (62.0%)	2,038 (4.7%)	12,369 (28.3%)	773 (1.8%)	608 (1.4%)	346 (0.8%)	14,864 (34.0%)	7,755 (17.7%)	6,597 (15.1%)	109 (0.2%)	403 (0.9%)
うちアメリカ	18,477 【3.3%】	11,543 (62.5%)	568 (3.1%)	4,746 (25.7%)	46 (0.2%)	168 (0.9%)	115 (0.6%)	6,605 (35.7%)	3,651 (19.8%)	2,715 (14.7%)	46 (0.2%)	193 (1.0%)
うちイギリス	7,307 【1.3%】	4,656 (63.7%)	323 (4.4%)	2,431 (33.3%)	88 (1.2%)	86 (1.2%)	26 (0.4%)	2,451 (33.5%)	1,289 (17.6%)	1,102 (15.1%)	10 (0.1%)	50 (0.7%)
その他	72,581 【12.9%】	15,721 (21.7%)	6,568 (9.0%)	3,596 (5.0%)	18,203 (25.1%)	11,874 (16.4%)	2,416 (3.3%)	24,367 (33.6%)	11,123 (15.3%)	7,833 (10.8%)	657 (0.9%)	4,754 (6.5%)

注1：【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(②)は、技能実習生、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

資料出所：平成22年1月29日公表 厚生労働省 「外国人雇用状況の届出状況（平成21年10月末現在）について」

# 我が国で就労する外国人のカテゴリー

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## 就労目的で在留が認められる者

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

- ・ その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。 → 「高度な専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」、「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。
- ・ 各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。

## 身分に基づき在留する者

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

- ・ これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## 特定活動

(技能実習、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキングホリデー等)

- ・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ・ 技能実習生は、入国時は、雇用関係のない「研修」の在留資格で入国し、1年経過後に雇用関係のある技能実習(在留資格「特定活動」)に移行。

## 資格外活動 (留学生のアルバイト等)

- ・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(留学生：1週28時間以内、就学生：1日4時間以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

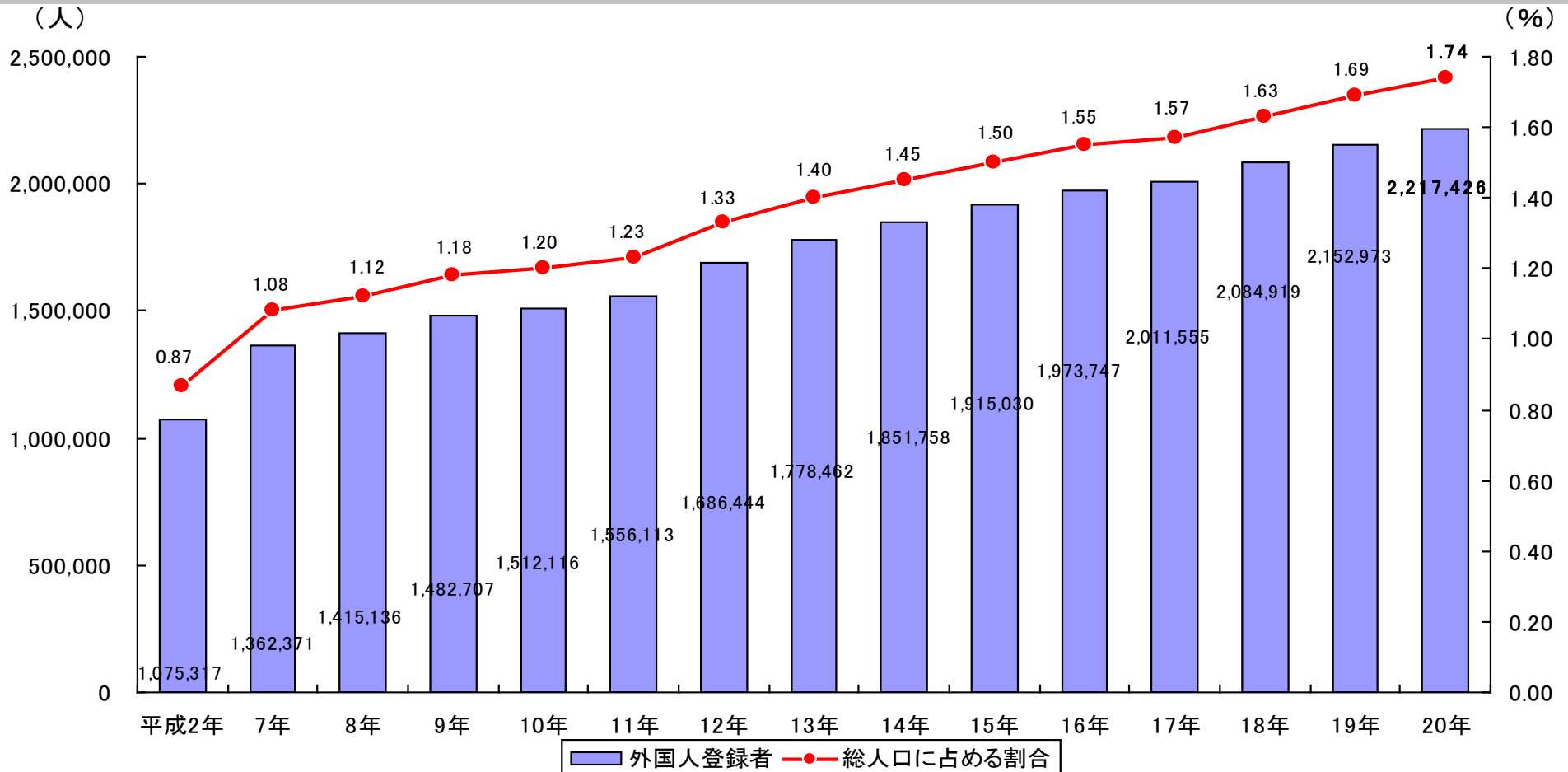
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識	企画、営業、経理などの事務職
国際業務	英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師

- ・・・「大卒ホワイトカラー、技術者」
- ・・・「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
- ・・・「高度な専門的な職業」

# 外国人登録者数の推移

- ・平成20年末現在における外国人登録者数は2,217,426人で、引き続き過去最高記録を更新している。この数は、前年に比べ64,453人(3.0%)の増加、10年前(平成10年末)に比べると705,310人(46.6%)の増加で、**10年間で外国人登録者数は約1.5倍になった。**
- ・外国人登録者の我が国総人口1億2,769万2千人(総務省統計局の「平成20年10月1日現在推計人口」による。)に占める割合は、前年に比べ0.05ポイント増加し1.74%となっている。





# ハローワーク開庁前に所内に入りきれず行列を作る日系人求職者





# ハローワークを中心とした 日系人向け相談・支援機能の強化

	2008年	→	2009年
通訳を配置した ハローワーク	73か所	→	126か所
市町村と連携した ワンストップコーナー	0か所	→	31か所
ハローワークにおける 通訳配置時間数	712時間 ／週	→	4,698時間 ／週
ハローワークにおける 専任相談員	11人	→	197人